
記者資料提供（令和4年3月28日）

神戸新交通株式会社 総務部 ガバナンス推進課 竹内

TEL: (078) 302 - 2500 FAX: (078) 302-4504

神戸新交通労働組合との訴訟の和解成立について

当社における一連の不正事案を受けて係争中である裁判のうち、神戸新交通労働組合と係争中である不正な給与・賞与の上積み分の返還請求等に係る債務不存在確認等請求事件について、神戸地方裁判所からの和解勧告を受けて、令和4年3月28日付で和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 裁判所から出された和解勧告の内容

- ① 組合は、会社に対し、解決金として金210万円の支払義務のあることを認める。
- ② 会社は、組合に対するその余の請求を放棄する。
- ③ 組合と会社は、今後は健全な労使関係の構築に努めることを確認する。
- ④ 組合と会社は、組合と会社との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- ⑤ 訴訟費用は各自の負担とする。

2. 和解に対する当社の考え方

一連の不正事案の判明後、二度とこのような不祥事を起こさないよう、健全な労使関係の再構築や労務ガバナンスの抜本的な立て直しを進めており、この間、労使関係の透明性の向上や労働協約の見直しなどを行うことにより、労使関係の健全化を大きく前進させることができました。

その一方で、裁判の長期化が社員のモチベーション低下を招いている現状も踏まえ、当社としては、この度の裁判所から出された和解勧告に従って労働組合との訴訟を終了させることにより、健全な労使関係をより強固なものにしていくとともに、全社員一丸となって労務ガバナンスを推進し、コロナ禍における経営危機を乗り越えていきたいと考えております。

3. 一連の不正事案にかかるその他の裁判について

元組合執行委員長の給与等の減額分の返還請求にかかる債務不存在確認等請求事件、処分無効確認等請求事件につきましては、訴訟を継続してまいります。